

公費解体が決定した方へ

（水道手続きのご案内）



1. 水道使用中（開栓中）の場合

- ・解体作業中の水道料金は、解体業者が支払いますので、解体前に閉栓手続きをしてください。（閉栓手数料500円は水道料金に併せて請求させていただきます。）
（電話受付可：上下水道料金お客さまセンターTEL0767-53-8431）
※閉栓手続きをしない場合、解体作業が出来なくなる場合があります。

2. 水道休止中（閉栓中）の場合


- ・解体作業中に、水道を使用することがありますが、所有者様での水道の開栓手続きは不要です。
- ・解体業者が開栓手続きを行い、解体作業中の水道料金は解体業者が支払います。

3. 給水装置（水道メーターボックス）を撤去したい場合


- ・給水装置（水道メーターボックス）は所有者様の大切な財産ですので解体後も残ります。やむを得ず撤去を希望する場合は、解体工事の前に、七尾市上下水道課水道グループまでご相談ください。（TEL0767-53-8432）

●水道の開栓・閉栓は上下水道料金お客さまセンター窓口・電話・電子申請で受付しています。

- ・水道の開栓・閉栓手続きは電子申請が便利です。

●開栓手続きはこちらの
QRコード 



●閉栓手続きはこちらの
QRコード 



<お問合せ先>

《料金・開栓・閉栓に関すること》

上下水道料金お客さまセンター
七尾市神明町1番地（ミナ.クル2階）
電話番号：0767-53-8431
ファックス番号：0767-52-5109

受付時間 平日：午前8時30分～午後5時15分
（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の12月29日～1月3日は除く）

《給水装置の撤去に関すること》

七尾市建設部上下水道課 水道グループ
七尾市袖ヶ町イ部25番地（本庁舎1階）
電話番号：0767-53-8432
ファックス番号：0767-53-3315

受付時間 平日：午前8時30分～午後5時15分
（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の12月29日～1月3日は除く）